

仙台市自殺対策連絡協議会の役割について

1 仙台市自殺対策連絡協議会の概要

(1) 目的

仙台市、関係機関、関係団体等が連携し、自殺対策の取組みを推進するため、下記の事項について協議を行う（設置根拠：仙台市自殺対策連絡協議会設置要綱（平成19年11月8日市長決裁））。

- ・ 自死の現状把握に関する事項
- ・ 自殺予防対策に関する事項
- ・ 自殺者の遺族に対する支援に関する事項
- ・ その他自殺対策の推進に関し必要な事項

(2) 委員

- ・ 学識経験者や自殺対策に取り組む関係機関又は関係団体に所属する者により、20名以内で構成
- ・ 任期は2年間（令和2年9月1日から令和4年8月31日まで）

2 仙台市自殺対策連絡協議会の役割

仙台市自殺対策計画において、P D C Aサイクルの一環として本市（庁内関係各課で構成する仙台市自殺総合対策庁内連絡会議）が行う自殺対策の取組みの評価に関して、下記の視点から協議を行う。

- ・ 本市が行った評価を踏まえ、より効果のある自殺対策の取組みに向けた専門的・実践的な知見からの意見や提案

※なお、協議会において示された意見や提案については、庁内関係各課と共有し、取組みの改善や見直しに生かす。